令和８年度外国料理店・食材店との連携による
外国人市民向け情報発信事業に係る
企画提案募集要項

令和８年７月１４日

千葉市

１　目的

本要項は、千葉市（以下「本市」という。）が企画競争により発注する「令和８年度外国料理店・食材店との連携による外国人市民向け情報発信事業業務委託」に関し、受注者を選定するために必要な事項を定める。

２　発注する業務の概要

業 務 名	令和８年度外国料理店・食材店との連携による 外国人市民向け情報発信事業業務委託
業務内容	別添「令和８年度外国料理店・食材店との連携による外国人市民向け情報発信事業業務委託企画提案仕様書」のとおり
契約期間	契約締結日から令和９年２月２２日（月）まで
履行場所	発注者が指定する場所
委託金額	金１，６００，０００円（消費税及び地方消費税含む）を上限とします。
支払方法	業務完了検査後、一括払い
発注方法	企画競争（公募型プロポーザル方式）

３　参加資格要件

本企画競争に参加を希望する者は、単独の法人又は共同企業体とし、次に掲げるすべての要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていなければならない。なお、共同企業体で参加する者にあたっては、構成員全員が要件を満たしていること。（ただし、（１）の要件については、代表企業が満たしていればよい。）

（１）令和８・９年度千葉市委託入札参加資格者名簿に、業種（大分類）「広告・催事」「調査・計画」「その他委託」に登録している市内業者、準市内業者であること。

（２）共同企業体にあっては、その構成員が単体事業者又は他の共同企業体の構成員として、本企画競争に参加していないこと。

（３）次のアからシまでのいずれにも該当しない者であること

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者

イ　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者

ウ　本企画競争の参加申し込み前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

エ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないも

の

オ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

カ　千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者

キ　千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を、本企画競争参加申し込み期限の日から仕様書協議後における見積徴収日までの間に受けている者

ク　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する行為を行っている者

ケ　法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

コ　千葉県内に本店又は営業所を有する者にあっては、すべての千葉県民税を完納していない者

サ　千葉市税（延滞金を含む。）を完納していない者

シ　千葉市暴力団排除条例（平成２４年千葉市条例第３６号）第９条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者である者

４　参加手続き等

（１）選定までのスケジュール（予定）

プロポーザル募集開始	７月１４日（火）
質問受付締切	７月１７日（金）午後５時まで
質問に対する回答	７月２２日（水）までに公開
企画競争参加申込書の提出期限	７月２８日（火）午後５時まで
参加資格審査結果通知	７月２９日（水）まで
企画提案書の受付期限	８月　７日（金）午後５時まで
選定審査	８月上旬
優先交渉権者（契約候補者）の公表	８月１４日（金）まで
契約締結	８月中旬以降予定

※選定の結果はメール等にて通知します。

（２）参加申し込み

本企画競争に参加を希望する者は、以下のとおり参加申し込みを行うこと。

ア　提出書類

次の（ア）から（ウ）に掲げる書類のすべてを提出すること。なお、申

し込み時点において、千葉市入札参加資格者名簿に登載されていない者にあっては、（エ）から（キ）の書類をあわせて提出すること。

（ア）企画競争参加申込書（様式第１号）

（イ）誓約書兼同意書（様式第２号）

（ウ）その他参加資格要件確認のために必要な資料

＜千葉市入札参加資格者名簿に登載されていない者の場合＞

（エ）登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

（オ）法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その３の３）

（カ）千葉県税の完納証明書（千葉県内に本店又は営業所を有する者に限る）

（キ）千葉市税（延滞金を含む）の滞納がないことに関する証明書

※（エ）から（キ）の書類の発行日は、参加申し込み日から３か月以内であること。

イ　受付期限

令和８年７月２８日（火）午後５時まで

（持参での提出は、土、日及び休日を除く午前９時から午後５時まで）

なお、郵送の場合は受付期限に必着のこと。

ウ　提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港１番１号

千葉市市民局市民自治推進部国際交流課（千葉市役所高層棟８Ｆ）

エ　参加資格審査結果通知

令和８年７月２９日（水）に、参加申込者へ審査結果通知書を郵送する。

（３）質問の受付

企画提案書等の作成に当たり、本募集要項及び仕様書について疑義がある場合は、以下により質問することができる。

ア　質問方法

質問書（様式第３号）を作成の上、電子メールにて提出すること（メール送信後は必ず電話にて受信確認を行うこと）。なお、電話及び呼応等による質問は受け付けない。

イ　受付期限

令和８年７月１７日（金）午後５時まで

ウ　送付先

千葉市市民局市民自治推進部国際交流課

E-mail：kokusai.CIC@city.chiba.lg.jp

エ　回答方法

令和８年７月２２日（水）までに、本市ホームページにて公開する。

（４）企画提案書

ア　提出書類

次の①から⑥をもって、企画提案書（一式）とする。なお、①の次に目次を作成し、ページ番号を付したうえで、②から⑥の順に綴じること。

※①から⑤については、Ａ４判に調製すること。ただし、図表等については、Ａ３判も可とする。その場合はＡ４サイズに折り込むこと。

① 企画提案書（様式第４号）	
② 業務実績表（様式第５号）	業務実績表には、過去３年以内の、発注者が自治体である業務実績に加え、発注者が自治体であるかどうかに関わらず、 ・多文化共生事業 ・地域コミュニティ形成又は地域交流促進事業 ・飲食店、商店街、地域店舗等と連携した地域活性化事業 ・ＳＮＳやホームページ、情報誌等を活用した広報・情報発信事業 に関連する主な実績を１０件以内で記載すること。※代表的な成果品（成果品の写真等）があれば、提出すること。
③ 事業者概要書（任意様式）	受託候補者の経歴、組織体制、概要を記載すること。
④ 企画提案書（任意様式）	次ページのイ参照
⑤ 参考見積書（任意様式）	積算内訳書も添えること。
⑥ その他【提出任意】	パンフレット、写真等、貴社のＰＲになるもの等がある場合は別冊で提出すること。

イ　企画提案書について

「実施要領」及び「仕様書」に則り、次の項目に従い、基本的な考え方を簡潔に記載すること。

【提案項目】

（ア）事業目的・趣旨の理解

本事業の目的及び趣旨に対する理解、本事業のコンセプト及び実施方針等

（イ）協力拠点の開拓及びリスト化

外国人市民が日常的に利用する外国料理店・外国食材店等を協力拠点として開拓する手法、店舗情報リストの作成方法、協力拠点の見える化（デジタルマップ等）の提案

（ウ）協力拠点における情報発信ツールの作成及び設置

情報発信ツールの内容・デザイン、設置方法及び継続的に活用できる工夫等

（エ）その他独自の提案

本事業の目的達成に資する独自提案（例：協力店舗を活用した日本人市民と外国人市民との交流機会の創出等）

（オ）事業の実施体制

業務実施体制、スケジュール管理、関係団体との連携体制等

ウ　提出期限

令和８年８月７日（金）午後５時まで

（持参での提出は、土、日及び休日を除く午前９時から午後５時まで）

なお、郵送の場合は受付期限に必着のこと

エ　送付先

千葉市市民局市民自治推進部国際交流課

E-mail：kokusai.CIC@city.chiba.lg.jp

オ　提出方法

「ア 提出書類」について、以下のとおり書面資料及び電子データにてそれぞれ提出すること。

（ア）書面資料

正本１部、副本５部作成の上、郵送又は持参にて提出すること。なお、製本不要であり、１部ごとにクリップ止め又はクリアファイルに入れて提出すること。

（イ）電子データ

Microsoft Word 形式、Microsoft Excel 形式、Microsoft PowerPoint 形式又は PDF 形式の電子データを電子メール（kokusai.CIC@city.chiba.lg.jp）にて提出すること。

なお、受信データのサイズの問題（本市の電子メール受信上限は７MB まで）等により、電子メールでの提出が困難である場合には、CD－ROM 又は DVD－ROM にて１部作成し、郵送又は持参にて提出すること。

５　優先交渉権者（契約候補者）の選考方法

本業務に係る契約交渉を行う優先交渉権者については、以下のとおり審査を行った上で、選考する。

（１）審査方法、優先交渉権者・次点者の決定方法

ア　審査は、本市が設置する選考委員会において、提出された企画提案書等すべての提出書類を基に行う。

イ　選考委員は、次の（３）評価項目ごとに評価を行い、得点の合計が一番多い提案者を優先交渉権者とし、その次に得点の高い提案者を次点者とする。

ウ　提案者が１者の場合も、審査を実施する。

エ　選考委員全員の合計点が全体（委員全員が満点）の６割に満たない場合は、優先交渉権者等に選定しない（提案者が１者の場合を含む）。

オ　最高得点の提案者が複数あった場合は、評価項目のうち「事業理解及び企画提案内容」「協力拠点の開拓及びリスト化」「協力拠点における情報発信ツールの作成及び設置」３項目の得点の合計が一番多い提案者を優先交渉権者とする。

カ　オの得点も同点の場合は、くじにより優先交渉権者を決定する。

キ　次点者となる提案者が複数あった場合は、オ、カを準用し決定する。

（２）選定方法

ア　日時

令和８年８月上旬

イ　選定方法

審査委員会において企画提案を審査し、最優秀提案内容を選定する。

（３）評価項目等

審査に係る評価項目、評価の着眼点及び配点は、次のとおりとする。

評価項目	評価の視点	配点
事業理解及び企画提案内容	事業目的・趣旨を十分に理解し、目的達成に資する実現性・効果性の高い提案となっているか。	１０点
協力拠点の開拓及びリスト化	協力拠点の開拓手法が具体的かつ実現性が高く、効果的なリスト化・情報整理が期待できるか。	３０点
協力拠点における情報発信ツールの作成及び設置	外国人市民の目に留まって利用しやすく、協力拠点において継続的な運用が可能な情報発信ツールとなっているか。	４０点
独自提案	本事業の目的達成に資する独自性・発展性のある提案となっているか。	１０点
実施体制及び業務実績	業務を確実に遂行できる実施体制を有し、類似業務の実績や関係機関との連携体制が十分であるか。	１０点

（４）優先交渉権者（契約候補者）の公表

ア　公表日

令和８年８月１４日（金）までに公表

イ　通知方法

提案者全員へ審査結果通知書を郵送するとともに、本市ホームページにて公表する。

（５）提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

ア　参考見積額が、委託上限額を超過した場合

イ　提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

ウ　提出書類に虚偽の記載や、重大な誤脱があった場合

エ　企画提案後、契約に至るまでの間に参加資格要件を満たさなくなるなど、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

オ　審査の公平を害する行為があった場合

カ　その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

６　契約

（１）契約の締結

ア　本市と優先交渉権者（契約候補者）において、提案内容をもとに詳細な業務内容及び契約条件の協議を行い、当該内容を反映した仕様書により正式な見積書を徴収した後、委託上限額の範囲内で契約を締結するものとする。

イ　アの交渉が不成立の場合、本市と次点者において、アと同様の調整を行い、委託上限額の範囲内で契約を締結するものとする。

（２）留意事項

ア　提案された内容をそのまま業務内容等に反映し、契約するものではない。

イ　契約に当たっては、契約書を２通作成し、各１通を保有する。

ウ　契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第２９条各号に該当する場合は、免除とする。

エ　業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に本市の承諾を得ること。

（３）守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報は、本市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

７ その他

（１）提出書類に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に規定する計量単位とする。

（２）提出書類の作成・提出など、契約締結に係る費用負担については、すべて受託候補者の負担とする。

（３）提出書類提出後における変更、差し替え又は再提出は認めない。また、提出書類は返却しない。

（４）提出書類は、千葉市情報公開条例（平成１２年千葉市条例第５２号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は、同条例第７条第６号の規定に基づき、開示の対象としない。

（５）本企画競争に関連し知り得た情報は、本市の承諾を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

８　問い合わせ先（資料送付先）

〒２６０－８７２２
千葉市中央区千葉港１－１
千葉市市民局市民自治推進部国際交流課　　担当：須賀・佐藤
E-mail:kokusai.CIC@city.chiba.lg.jp